（書面の交付）

第二十二条の二の四　対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」という。）には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

［一～六　略］

2　前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

［一　略］

二　対象契約が書面解除を行うことができるものである場合　次に掲げる事項が明らかにされていること。

［イ～ホ　略］

へ　書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

［ト　略］

三　対象契約に係る電気通信役務の提供について第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置を講じている場合　次に掲げる事項が明らかにされていること。

［イ・ロ　略］

ハ　第二十二条の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

［ニ　略］

［四　略］

［3～6　略］

（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七　法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

五　法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況（以下この号において「利用場所状況」という。）及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況（以下この号において「遵守状況」という。）を確認できる措置（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。）を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定（以下この条において「認定」という。）したものの提供に関する契約（以下この号において「確認措置契約」という。）を締結した場合

［イ～ハ　略］

ニ　ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

［(1)・(2)　略］

［ホ　略］

［2～6　略］

（書面の交付）

第二十二条の二の四　［同上］

［一～六　同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ～ホ　同上］

へ　書面解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

［ト　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　第二十二条の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

［ニ　同上］

［四　同上］

［3～6　同上］

（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　ロ又はハの解除に伴い当該利用者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

［(1)・(2)　同上］

［ホ　同上］

［2～6　同上］